

大都市制度推進協議会での動議

平成 24 年 9 月 10 日

- ・ 本協議会は、昨年 11 月のダブル選挙で確認した府民・市民の民意を背景にして、府市両議会でも議論のうえ条例を定め、国に先駆けて大阪から地域の実情にあった、大阪にふさわしい大都市制度を推進するために設置されたものである。
- ・ 4 月から協議を始め、本日まですでに 6 回の協議会を開催し、大阪にふさわしい大都市制度について議論を重ねてきた。
- ・ 特に、協議会設置条例 10 条に定める「(1) 大都市制度に関する基本的な方針、(2) 広域自治体の在り方、(3) 基礎自治体の在り方」については、各党派のお考えもすべてうかがい、それに関する質疑も行ってきた。どういう制度をめざすべきかについては、十分な議論を重ねてきたものとする。
- ・ 加えて、大阪から国に対して積極的に働きかけた結果、去る 8 月 29 日には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」も成立し、将来の都市制度について具体的な議論と制度設計を進めていく環境も整ったことから、早期に同法に基づく協議会（以下「法定協議会」という）での議論へと移行する時期に来たものとも考える。
- ・ そこで動議を提出する。
- ・ 当協議会の設置目的を達成するため、目指すべき新たな大都市制度の枠組みについては下記のとおりとし、今後その枠組みを前提とする区割り案、財政調整制度などの具体的な事項について、法定協議会を設置することとし議論を深めることを当協議会の方針として確認することを提案する。

《新たな大都市制度の枠組み》

- (1) 広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にして、大阪府と大阪市、それぞれが担っている広域機能を一元化する
- (2) 自治機能の充実の観点から、まず大阪市を特別区に再編し、基礎自治体として公選区長、公選区議会を設けるとともに、更に周辺自治体にも移行を促す
- (3) 府内市町村について、分権時代にふさわしい基礎自治体としての役割を十分果たせるよう、市町村間の広域連携、更に、これを進めて自主的な合併などにより、規模・体制の充実を図る
- (4) 最終的には地域主権型道州制としての関西州を目指す